

令和6年8月22日

令和6年第4回中津川市議会（定例会） 提出予定議案

令和6年第4回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例5件、人事11件、その他10件、補正予算6件、合計33件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

6月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和6年度中津川市一般会計補正予算（専第6号）

（条例）

1、中津川市各種委員等給与条例の一部改正について

学校運営協議会委員に対する報酬を支給するため、改正する。

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会に対して、学校運営協議会設置の努力義務が課された。
当市では、令和5年度にすべての地域に学校運営協議会設置が完了し、令和6年度より各地域において本格的に活動が開始されることから、報酬を支給するにあたり必要となる条例を定めるため改正する。
- ・改正の主な内容
学校運営協議会委員に対し、年額10,000円の報酬を支給することを定める。
- ・施行期日 公布の日

2、中津川市税条例の一部改正について

地方税法及び私立学校法の一部改正に伴い、改正する。

- ・令和6年度税制改正に伴い、令和6年5月22日に公益信託に関する法律が公布され、地方税法が改正されることとなった。これにより、公益信託やこれに寄付を行う際の課税等につき公益法人並みの税制上の措置が講じられる。
また、私立学校法の改正に伴い、条例で引用している規定に条ずれが生じるため、改正する。
- ・改正の内容
 - ①公益信託に係る寄附金税額控除の対象となる信託財産を拡大
 - ②私立学校法の条ずれに伴う改正
- ・施行期日 ①公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日
②令和7年4月1日

3、中津川市病児保育所の設置等に関する条例の一部改正について

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者世帯等）の病児保育所使用料を無料にするため、改正する。

- ・現在、病児保育所の使用料は、条例により多子世帯（3人以上）と生活保護世帯は無料と規定されているが、ひとり親世帯は無料の対象としていない。
ひとり親世帯の就労支援と自立支援を図るため、病児保育所の利用を促進したいが、病児保育は感染症などで複数日利用することが多く、ひとり親世帯にとって使用料は負担となっているため、使用料を改正する。
- ・改正の内容
病児保育所の使用料の規定に、ひとり親世帯（児童扶養手当受給者世帯又はひとり親家庭等福祉医療費受給者世帯）の使用料を無料とする規定を加える。
- ・施行期日 令和6年10月1日

4、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正され、満3歳児の職員配置基準は20対1から15対1に、満4歳以上児の職員配置基準は30対1から25対1に改められた。条例は当該基準に準じた規定をしているため、改正する。
- ・一方で、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の基準が効力を有する旨定めることが望ましいとされている。
- ・改正の主な内容
①小規模保育事業所、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所において、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。
②附則において、当分の間、改正前の基準によることができることとする経過措置を設ける。
- ・施行期日 公布の日

5、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法等の一部改正に伴い、改正する。

- ①全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法の改正が行われ、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されたため、改正する。
- ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法の改正が行われ、令和6年12月2日以降、「被保険者証」が廃止されるため、改正する。
- ③認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等において、医療費の負担能力の有無が不明であるこ

と等の事情がある場合であっても、保険診療を受けることができるようにするため、国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予を必要に応じて活用できるように改正する。

・改正の内容

①退職者医療制度に係る規定を削除する。

②被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削除する。

③急患等で保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付を、最長1年徴収猶予できる旨を加える。

・施行期日 ①公布の日

②、③令和6年12月2日

(人 事)

1、中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者	氏名	そ が 曾我	よしまさ 能昌	(再任)
-------	----	-----------	------------	------

2～11、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者	氏名	うえだ 上田	さよ	(再任)
	氏名	みやざわ 宮澤	さちこ 祥子	(新任)
	氏名	おがた 小縣	なおみ 直美	(新任)
	氏名	さとう 佐藤	ひでこ 秀子	(新任)
	氏名	にわ 丹羽	ひさこ 久子	(新任)
	氏名	はやかわ 早川	ひさお 久雄	(再任)
	氏名	ほ ぼ 保方	た つ み 多津美	(再任)
	氏名	くにえだ 国枝	たいじょう 泰 穰	(再任)
	氏名	たなか 田中	けいこ 恵子	(再任)
	氏名	しまだ 島田	ちとし 千寿	(再任)

(その他)

1、財産の取得について

- | | |
|---------|--|
| ・財産の種別 | 中津川市立阿木高等学校 教師用校務系パソコン 29台
パソコン教室用学習系パソコン 44台 |
| ・契約の方法 | 指名競争入札 |
| ・契約金額 | 27,500,000円 |
| ・契約の相手方 | 中津川市東町2番3号
株式会社システムヨシムラ
代表取締役 吉村 久美子 |

2、和解について

損害賠償請求調停申立事件における合意に従い和解したいので、議会の議決を求める。

- | | |
|--------|---|
| ・事件名 | 損害賠償請求調停申立事件 |
| ・事件の概要 | 令和3年12月15日、中津川市駒場字青木地内において、中津川市発注の道路改良工事を行っている際に、埋設されている水道管を建設業者が損傷させたことに伴う、漏水に係る水道代並びに修繕費用及び水道管布設替工事に対し、建設業者及び建設コンサルタント業者に債務不履行ないし共同不法行為に基づく損害賠償請求として、それぞれの負担割合に応じた相当額の金員の支払いを請求する調停の申し立てを行った。 |
| ・和解要旨 | 1 相手方建設業者及び建設コンサルタントは、中津川市に対し、本件解決金として、それぞれ42万円の支払義務があることを認める。
2 中津川市はその余の請求を放棄する。
3 中津川市及び相手方らは、中津川市と相手方らそれぞれとの間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
4 調停費用は、各自の負担とする。 |

3～5、市道路線の認定について

中津539号線、中津540号線、中津541号線

- | | |
|----------|---|
| ・中津539号線 | 駒場地区生活関連道路整備事業により整備した道路を市道として認定し、一貫した道路管理をする。 |
| ・中津540号線 | 手賀野地区生活関連道路整備事業に伴い、位置指定道路を市道として認定し、一貫した道路管理をする。 |
| ・中津541号線 | 手賀野地区生活関連道路整備事業により整備する道路を市道として認定し、一貫した道路管理をする。 |

6、市道路線の廃止について

坂本76号線

- ・坂本76号線は、全線がリニア中央新幹線中部総合車両基地整備範囲内に位置しており、当該市道が一般交通の用に供されなくなり、市道としての管理が不要となったため廃止する。

7～10、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 4議案
- ・指定施設数 8施設
- ・指定期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
(下表中※印の施設は、令和7年4月1日～令和12年3月31日)

議案	施設数	施設名	指定先
7	1	中津川市障がい者就労支援事業所 さかした ※	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
	2	中津川市障がい者就労支援事業所 かしも ※	
	3	中津川市障がい者就労支援事業所 ふくおか ※	
8	4	中津川市付知デイサービスセンター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
9	5	中津川市蛭川福祉センター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
	6	中津川市蛭川デイサービスセンター	
	7	中津川市蛭川ショートステイ事業所	
10	8	中津川市坂下交流促進施設 (道の駅きりら坂下)	坂下商業開発協同組合

(補正予算)

(その1)

1、令和6年度中津川市一般会計補正予算 【初日議決】

(その2)

2、令和6年度中津川市一般会計補正予算

- 3、 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 4、 " 駅前駐車場事業会計補正予算
- 5、 " 介護保険事業会計補正予算
- 6、 " 水道事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木 里志
電話：0573-66-1111 (内線441)